

鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第5号

鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取市河原町鮎ヶ丘集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。